

醍醐車庫天井クレーン定期自主検査及び点検整備（2.8 t×3基）  
見 積 仕 様 書

第1章 総 則

（適用）

第1条 本仕様書は、京都市交通局高速鉄道東西線の車両検修施設である醍醐車庫備付けの天井クレーンの定期自主検査及び点検整備（2.8トン×3基）（以下「本業務」という。）に適用する。

（当事者）

第2条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人をいう。

（業務範囲及び業務内容）

第3条 本業務の業務範囲及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

（業務上の注意）

第4条 受注者は、本業務に当たり細部に至るまで入念、丁寧に行い、動作、機能及び安全作業に支障をきたさないこと。また、当該クレーンの性能、特性、構造等を十分に把握した上で作業を実施すること。仮に不明な点がある場合は、クレーンの製造元等に確認を取るものとする。

（関係法規の適用）

第5条 受注者は、本業務に関して、原則として京都市交通局契約規程、労働安全衛生法、クレーン等安全規則をはじめ関係法規等及びJ I S規格等関係規格を遵守すること。

（変更）

第6条 契約後においても、発注者が必要と認めた場合は、発注者及び受注者協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。その場合、受注者は契約金額内で応じるものとする。

（打合せ）

第7条 受注者は、本業務に当たり、あらかじめ発注者と十分な打合せ（現地調査含む）を行うこと。

（書類の提出）

第8条 受注者は、発注者の指定する様式で期限内に次の書類を提出すること。

- （1）工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- （2）再委託承諾申請書(再委託を行う場合)・・・・・・ 1部
- （3）作業責任者届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

- (4) 作業報告書(作業写真含む) . . . . . 2部
- (5) 引渡書 . . . . . 1部
- (6) その他発注者の指示する図書 . . . . . 指定部数

(作業責任者等)

第9条 受注者は、本業務に当たり作業責任者を定め、作業時間中は、常駐させること。

- 2 作業責任者は、信用及び経験のある技術者をもって、これに充てること。
- 3 作業責任者は、本業務に関する一切の業務を把握し、発注者と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、事故防止に努めること。
- 4 検査及び点検に際し、必要な資格を有する者が、操作又は確認を行うこと。

(作業時間)

第10条 受注者の作業時間は、機器等の搬出入を含めて、発注者の就業時間内を原則とする。これによらない場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(作業上の注意)

第11条 受注者は、作業を進める上において、次の事項を厳守すること。

- (1) 発注者の作業に支障をきたさない。
- (2) 常に作業場の整理及び整頓に努める。
- (3) やむを得ない場合を除き、定められた場所以外へは立入らない。
- (4) 出退所時は、発注者に報告する。
- (5) 本業務に伴い、機器及び関係品の搬出入を行う場合、醍醐車庫への立入時刻及び経路等について、事前に発注者と協議を行う。
- (6) 本業務が完了したときは、後片付け及び清掃を行う。

(設備の使用)

第12条 受注者は、発注者の承諾を得て、水道及び電力等（以下「設備」という。）を使用できるものとし、使用にあたっては、次の事項を守ること。

- (1) 設備の使用は、発注者が優先する。
- (2) 設備の取扱いは、取扱者を定めて行うものとし、取扱上の注意事項を熟知すること。また、法令等により有資格者が行うことを義務付けられている作業については、有資格者が行うこと。
- (3) 発注者の設備の故障及び異常を発見したときは、速やかに発注者に連絡しその指示に従うこと。
- (4) 受注者の取扱いにより、設備に損傷又は不具合が生じた場合は、受注者の責任において速やかに原状に復するものとする。

(油脂類の使用)

第 13 条 醍醐車庫内での油脂類の使用及び保管については、あらかじめ発注者と打合せを行うこと。

(廃棄物の処理)

第 14 条 本業務において発生した廃棄物の処分については、すべて受注者の責任において行うこと。  
また、その処理に当たり法令等の規制を受けるものについては、その処理業者名等を発注者へ通知すること。

(手続き等)

第 15 条 受注者は、本業務に伴い監督官庁及びその他への届出手続き等が必要なときは、書類の調整、手続きを行うこと。

(完了検査)

第 16 条 受注者は、発注者が指定する項目及び場所において、発注者の立会いの下に完了検査を行い、これに合格しなければならない。

なお、発注者が認めたものに限り、受注者の試験成績書又は検査成績書により合格を与えることがある。

2 検査に要する費用、機械工具等は、全て受注者の負担とする。

(保証期間)

第 17 条 本業務の保証期間は、検査合格後 1 年間とする。但し、発注者に責あるときはこの限りでない。

2 この期間に生じた不具合は、受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で原因調査を実施し、発注者に調査結果の報告、修理、改造、又は新品との取替えを行うこと。また、復旧作業においても発注者に協力すること。

(履行期限)

第 18 条 本業務の履行期限は、令和 8 年 1 1 月 2 日とする。ただし定期自主検査及び点検整備の実施時期は令和 8 年 9 月予定とする。

## 第2章 細部仕様

### (業務概要)

第19条 本業務は、クレーン等安全規則第34条（定期自主検査）に基づき、天井走行クレーンの各構造部、駆動部、制御部及び付属装置等の点検整備を行うものである。

なお、全ての点検項目が基準内に入るように点検整備を行うとともに、故障等の場合は原因の調査を行い、必要に応じて該当部品の修理又は交換を行うこと。

### (調達品)

第20条 受注者は、本業務に要する機械工具類、油脂類、ウエス及び消耗品等を調達すること。

### (材料)

第21条 受注者が調達する材料でJISに定めのあるものは、原則的にこれの規格品を使用すること。

### (交換品)

第22条 本業務に伴い交換を必要とする部材は、発注者の承諾を得た後、取替えること。

### (特記)

第23条 受注者は、本業務の日程の詳細について、発注者及び関係機関と事前に十分な打合せを行い、発注者の業務に支障をきたさないこと。

なお、クレーンの操縦免許を持つ作業員を確認できる書面を提出すること。

## 業務範囲及び業務内容

## 1 業務範囲

名称	数量	仕様	備考
ホイスト式天井 走行クレーン 点検整備	3基	2.8 t × 11.85 m 【4号機】 2.8 t × 10.45 m 【5号機】 2.8 t × 7.45 m 【6号機】 無線及びペンダント操作式  日立製 型式：OT-HH ホイスト：2.8L-T55-W4 サドル：TLM5-28	ランウェイ を含む

## 2 業務内容

天井クレーン No. 4、5、6 について、別紙 2 「天井クレーン定期自主検査表（年次）」に基づいて定期自主検査及び点検整備を行い、その結果を検査成績書として提出すること（検査成績書は、点検記録のみでなく、不具合についての修理内容も記入すること）。

定期自主検査終了後に定期自主検査実施月が明記された検査済みステッカーを、3機とも指す位置へ貼り付けすること。点検整備においては、定格荷重試験を行うこと。

（定格荷重試験用テストウェイトは当局より貸与する。）

令和 8 年 9 月の作業予定とし、詳細は別途指示する。但し、醍醐車庫の状況により、時期は変更することがある。

## 3 作業に当たっての注意事項

- (1) 受注者は、作業の開始前までに作業員名簿、使用車両の届出を提出すること。また、使用車両は発注者の指示する場所に駐車し、フロントガラスに「契約件名」、「業者名」を書いた紙を掲出すること。
- (2) 使用車両、機器及び関係品の搬入には醍醐車庫の設備である 5 t リフトを使用するため、受注者は、発注者にあらかじめ当該品の寸法及び重量について発注者へ確認すること。
- (3) 名札、腕章、ヘルメット（作業帽）、安全带等を着用すること。
- (4) 当該業務に関係ない場所に無断で立入らないこと。
- (5) 発注者の指示するトイレを使用すること。

- (6) 発注者の指示する喫煙場所を使用し、原則として吸殻は持ち帰ること。
- (7) 発注者の指示する場所以外で休憩（食事等）しないこと。
- (8) 車庫内では制限速度、一旦停止等を遵守し、電車の移動を最優先すること。
- (9) 発生した廃棄物は原則として全て持ち帰ること。
- (10) 作業中は看板、垂れ幕、パトライト等を作業周辺に配置して注意喚起をし、安全作業に努めること。
- (11) 清掃作業には掃除機等を使用し、塵埃を撒き散らさないよう注意すること。
- (12) 作業当日は管轄区の担当者と打合せを行った後に作業を開始すること。また、作業終了時には、担当者に作業報告した後に撤収すること。発注者からの要請があった場合は作業報告書を提出すること。
- (13) 完了後、容易に作業内容を目視確認出来ない隠蔽部分については、事前に発注者からの指示がなくても、発注者に中間検査の依頼を行うこと。
- (14) 醍醐車庫内への入退出時には発注者に毎回連絡することとし、使用する通路は発注者の指示に従うこと。
- (15) 受注者の作業において発生した事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 車両、施設に故障及び損傷を発生させた場合は、受注者の責任で補修するものとする。
- (17) フォークリフト、天井クレーン等の使用が必要な場合は事前に発注者に申請し、免許の提示を行い、発注者の承認を得るものとする。  
なお、操作は受注者の有資格者が行うこと。
- (18) 業務上知り得た委託者及び当該設備に関する秘密を、第三者に漏らさないこと。このことは、契約の解除後及び履行期間満了後においても同様とする。
- (19) 機材、測定器等の送付を運送会社に委託するときは、送付先に注意を払うこと。

# 天井クレーン定期自主検査表（年次）

殿

ホイストクレーン点検表 (1/2)

検査証番号 第 号

点検日 年 月 日

型式		クレーン番号		設置場所		御立会者		点検者				
仕様	巻上	主	t	補	t	スパン	m	リフト	m			
区分	点検項目					良否	区分	点検項目		良否		
鉄鋼部分	1. 各取付ボルトの締付は適正か						電動機とブレーキ	32. 軸受の状態がたつきはないか				
	2. 溶接部の亀裂の有無							33. 各取付ボルトの締付は良いか				
	3. 塗装の状態							34. 配線の状態				
	4. キャンバー(目測)							35. ブレーキホイルの摩耗状態				
巻上装置	電動機	5. 軸受の状態、がたつきはないか					走行装置	減速機	36. ブレーキライニングの摩耗状態			
		6. 各取付ボルトの締付は良いか							37. 油量は適正か(グリス潤滑方式)			
		7. 配線の状態							38. 油漏れはないか(グリス潤滑方式)			
	ブレーキ	8. ライニング摩耗はないか							減速機	39. ギヤー等に異状はないか		
		9. ブレーキホイルに油の付着はないか								40. 軸受の摩耗状態		
		10. 各ピンの摩耗はないか								41. 給油状態		
		11. 調整は良いか								42. カップリングの取付ボルト		
		12. 取付ボルトのゆるみはないか								43. キー等のがたつきはないか		
	減速機	13. 油量は適量か(グリス潤滑方式)							減速機	44. ユニバーサルジョイントの角度はよいか		
		14. 油漏れはないか(グリス潤滑方式)								45. ホイル踏み面・フランジの摩耗		
		15. ギヤー等に異状はないか								46. カッティングはないか		
		16. 取付ボルトの締付はよいか								47. 給油状態		
ドラム	17. ロードチェーンの摩耗はないか						集電装置	48. タフトロブラシの状態				
	18. ロードチェーンの仕様、捨巻							49. タフトロブラシの摩耗はないか				
横行装置	電動機	19. 軸受の給油状態						集電装置	50. タフトロの摩耗、曲り			
		20. 配線の状態							51. 取付の緩みはないか			
		21. 各取付ボルトの締付はよいか							52. ケーブル用ホイルは良いか			
		22. ブレーキの動作はよいか							53. ケーブルの取付はよいか			
	減速機	23. 油量は適量か(グリス潤滑方式)							制御盤	54. キャブタイヤの損傷はないか		
		24. 油漏れはないか								55. パイロットランプの機能は良いか		
		25. ギヤーの摩耗はないか								56. ヒューズ容量・代用してないか(FFB)		
		26. 軸受の摩耗状態								57. スイッチの焼損・接触の良否		
	軸母	27. 給油状態							電線	58. マグネットスイッチの接触状態		
		28. 取付ボルトの締付は良いか								59. 電線の被服損傷してないか		
ホイル		29. ホイル踏み面フランジの摩耗					60. 電線の保護状態					
		30. 転り軸受はよいか					61. 感電防止の措置は完全か					
		31. 軸受ブッシュの摩耗程度					62. 電線管に雨水、油の侵入がないか					

ホイストクレーン点検表 (2/2)

点検日 年 月 日

区分	点検項目	良否	区分	点検項目	良否
制 御 器 具	63. 押釦スイッチ接点の摩耗		リ ミ ツ ト	75. 各種ピンの曲損状態	
	64. 配線締付ネジの良否			76. レバーの作用状態	
	65. ボタンの動作状態			77. 外観構造に異常はないか	
	66. ハンドルの操作、作動表示			78. 接点レバー接点の接触状態	
	67. スプリングの作用は良いか		無 負 荷 各 動 作 確 認	79. 調整異状音の不良調べる	
	68. 接触片と接触子の接触状態、摩耗 焼損の有無			80. ブレーキ作動異状はないか	
	69. フックの変形			81. リミットスイッチの作用	
フ ィ ッ ク 及 び ロ ー プ	70. フックの回転状態		そ の 他	82. 無負荷で各ノッチについて調べる。	
	71. ロープシーブの摩耗			83. 受信装置の取り付けはよいか	
	72. ロープ外れ止めの完否			84. アンテナに変形又は、損傷は無いか。	
	73. チェーンの摩耗及び切断			85. ユニット内リレーに変色は無いか。	
	74. 給油状態			86. 各操作が円滑に行えるか。	
絶縁抵抗値	巻上 主	横行	走行	操作回路	
特記事項 天 候					

動作試験(無負荷)

4号

動作	モード	測定距離	測定値(s)	計算値(m/min)	電圧(V)	電流(A)
巻上	上	低速	0.1m			
		高速	0.5m			
	下	低速	0.1m			
		高速	0.5m			
横行	東	低速	1m			
		高速	1m			
	西	低速	1m			
		高速	1m			
走行	北	低速	0.5m			
		高速	1m			
	南	低速	0.5m			
		高速	1m			

5号

動作	モード	測定距離	測定値(s)	計算値(m/min)	電圧(V)	電流(A)
巻上	上	低速	0.1m			
		高速	0.5m			
	下	低速	0.1m			
		高速	0.5m			
横行	東	低速	1m			
		高速	1m			
	西	低速	1m			
		高速	1m			
走行	北	低速	0.5m			
		高速	1m			
	南	低速	0.5m			
		高速	1m			

6号

動作	モード	測定距離	測定値(s)	計算値(m/min)	電圧(V)	電流(A)
巻上	上	低速	0.1m			
		高速	0.5m			
	下	低速	0.1m			
		高速	0.5m			
横行	東	低速	1m			
		高速	1m			
	西	低速	1m			
		高速	1m			
走行	北	低速	0.5m			
		高速	1m			
	南	低速	0.5m			
		高速	1m			

定格

巻上: 0.9~9(m/min)

24A(200V)

速度許容値: 巻上: -5%~+10%, 巻下: -5%~+25%

横行・走行: 2.5~25(m/min)

横行: 2.75A, 走行: 3A×2(200V)

速度許容値: -5%~+10%